

A Review of Research on Educational Maltreatment: An Examination Focusing on the Concept of the Educational Maltreatment

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-04-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大西, 将史, 大西, 薫, Ohnishi, Masafumi, Ohnishi, Kaoru メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/00028975

エデュケーショナル・マルトリートメントに関する研究の概観 —概念の定義に焦点を当てた検討—

福井大学学術研究院 教育・人文社会系部門 大西 将史
岐阜聖徳学園大学短期大学部 大西 薫

本研究では、近年話題になりつつあるエデュケーショナル・マルトリートメント、教育虐待、教育ネグレクトという新たな概念について先行研究のレビューを行った。エデュケーショナル・マルトリートメントについての代表的な研究者である武田信子、古庄純一、宮本信也の3氏の研究について概観し、エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念の定義、概念の範囲、それぞれの概念の異同について整理した。これを踏まえて、エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念についての実証的検討を行う上での課題について展望した。

キーワード：エデュケーショナル・マルトリートメント、教育虐待、教育ネグレクト、定義、レビュー

1. 問題と目的

近年、教育虐待や教育ネグレクト、これらを含むエデュケーショナル・マルトリートメントという概念が注目されつつある。一般的な虐待事件に加えてこれらの事例について報告する新聞記事が増加している。Web上の記事もみられ、それをまとめた一般書（日経 DUAL 編，2019）、教育ジャーナリストによるルポルタージュ（おおた，2019）、自身が教育虐待の被害者であった評論家による自叙伝（古谷，2020）、果ては教育虐待をサブタイトルに謳いながらも紙面のほとんどを受験に焦点化した教育論に割いているもの（和田，2020）まで次々と出版されている。一方、アカデミックな研究については、後に詳細に取り上げるが、現在のところ何篇かの論文と2冊の著作が発表されており、ゆっくりとであるが着実に盛り上がりを見せ始めている。

しかし、アカデミックな先行研究はいずれも臨床的観察に基づいた理論的検討が中心であり、実証的な検討が十分に行われている状況とは言い難い。しかも、これらの先行研究は相互に十分関連づけられているわけではなく、論者によって概念の定義や行為の範囲、挙げられる関連要因の内容が異なっている。今後エデュケーショナル・マルトリートメントや教育虐待、教育ネグレクトについて実証的に検討を行うためには、これらの先行研究を概観し、概念の定義を明確にすることがまず必要であろう。

そこで、本研究では先行研究を概観し、エデュケーショナル・マルトリートメント、教育虐待及び教育ネグレクトの概念について整理することを試みる。そして概念の定義を踏まえて、エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念についての研究課題について展望する。

2. エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念の定義

ここでは、エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念について代表的な論者の定義を確認し、概念の範囲について検討する。その際、まず基本となる虐待概念について定義を確認し、次に各論者の定義についてみていくこととする。

(1) 虐待の定義

日本では、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」（以下では児童虐待防止法と略記する）における定義が広く参照されている。その第2条において、児童虐待は次のように定義されている。すなわち、「この法律において、『児童虐待』とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為をいう。一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」。このように、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つの類

型が挙げられ、これに該当する行為が児童虐待であると定義されている。なお、児童虐待防止法において、児童虐待は保護者によって行われる行為であると規定されているため、日本において保護者以外の大人による虐待を指す場合には、「子ども虐待」という用語が使われることが多い。

国外においても、虐待の定義は基本的には共通している(堀口, 2020)。しかし、前述した4類型を包括する広義の虐待を意味する場合には一般に maltreatment (マルトリートメント) という用語が用いられ、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待といった狭義の虐待をさす場合には abuse (虐待) が用いられている。そのため、国際的に広く共有されている World Health Organization (WHO) による定義においては、次のように記述されている。すなわち、“Child maltreatment is defined as: all forms of physical and/or emotional ill-treatment, sexual abuse, neglect or negligent treatment or commercial or other exploitation, resulting in actual or potential harm to the child’s health, survival, development or dignity in the context of a relationship of responsibility, trust or power.” (World Health Organization & International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect, 2006, p.9)。邦訳は以下のとおりである。“子ども虐待は以下のように定義される。子どもに対し身体的、情緒的に不適切な接し方をする事、性的虐待、ネグレクトもしくは育児における怠慢、商業や他のことを目的とした搾取のすべての形。それらは実際に、もしくは潜在的に、子どもの健康、生存、発達、あるいは責任、信頼、力につながる尊厳が傷つけられる結果を生み出す”(小林監修, 2011, p. 27)。

このように、WHO の定義は、前述した児童虐待防止法とは異なり、虐待の行為者を保護者に限っていない。加害者となる可能性のある人として、次の人々が挙げられている。すなわち、“両親や他の家族 (parents and other family members), 養育者 (caregivers), 友人 (friends), 知人 (acquaintances), 他人 (strangers), 他の権力者—例えば、教師、軍人、警察官、聖職者など (others in authority - such as teachers, soldiers, police officers and clergy), 雇用者 (employers), 保健医療業務従事者 (health care workers), 他の子ども達 (other children)” (小林監修, 2011, p.23)。友人や、他の子どもたちまで含まれている点で、WHO による定義は、大人に限らず、子どもと関係をもつあらゆる人々が加害者になり得ることが示唆されている。

なお、各国においても、日本の児童虐待防止法に相当する法律が整備されており、その中においては、日本と同様に虐待 (マルトリートメント) の行為者は両親が保護者であるとされている。例えば、米国における児童虐待防止に関する法律 (Child Abuse Prevention and Treatment Act: CAPTA) においては、次のように

定義されている。すなわち “Any recent act or failure to act on the part of a parent or caretaker, which results in death, serious physical or emotional harm, sexual abuse or, exploitation, or an act or failure to act which parents an imminent risk of serious harm” (Child Welfare Information Gateway, 2014, p.1)。

虐待の下位類型として、WHO の定義においては、physical abuse, sexual abuse, emotional and psychological abuse, neglect が挙げられており、日本における心理的虐待に emotional という用語が付加されている点を除いて、前述の4類型と概ね対応している。一方、米国の CAPTA においては、定義において abuse の代わりに危害を加えるという意味の harm という用語が用いられていることと、搾取という意味の exploitation という用語が加えられている点で若干の違いがあり、下位類型に挙げられている内容においても、physical abuse, neglect, sexual abuse / exploitation, Emotional abuse, に加えて、parental substance use と abandonment が挙げられている。これは、州ごとに独自に定められる法律を包括する表現となっているためであり、WHO の示している4類型は共通している (Child Welfare Information Gateway, 2014)

さらに、4類型とは異なる角度から、マルトリートメントを、子どもにとって不適切な行為を行うこと (acts of commission) と、子どもにとって必要な行為をなさないこと (acts of omission) に分けるという考え方も、国際的に受け入れられている (Drake & Jonson-Reid, 2018)。

このように、諸外国においては、日本で広義の虐待を意味する場合には abuse と neglect を包括するより広い概念である maltreatment が用いられている。狭義の虐待を意味する abuse は、離れているという意味を持つ接頭辞の「ab」と使用を意味する「use」の組み合わせであり、通常の使い方から離れていることで、不適切な使用、濫用を意味する。児童虐待防止法の文脈においては、保護者による監護権の濫用による子どもの不当な扱いということになる。古荘・磯崎 (2015) によると、日本語で使用する「虐待」は、「虐げられた待遇」であり、「虐」の語源は「虎」+「爪」で、虎が爪をむき出しにした状態が「虐」である。よって、「虎に爪をむき出しにして襲いかかれるような待遇」が虐待ということになる。そのため、日本において児童虐待は子殺しに近い意味で、極めて残酷な状態を指すと考えられるという。これに関連して、日本においては、友人や他の子ども達からの不適切な行為は一般に“いじめ”とされ、虐待とは明確に区別されているし、教師やスポーツ・芸術活動や他の習い事などの指導者による不適切な行為も、そこに身体的暴力が伴えば“体罰”という用語が用いられることはあっても、虐待と呼ばれることは一般的ではない。このような点でも、日本における虐待概念は保護者による

極めて残虐な行為という限定的な意味で用いられるといえる。しかし、欧米圏においては、前述のようにより広範な意味を持った概念であるマルトリートメントが用いられており、日本においてもマルトリートメントを用いるほうが、混乱が少なくより適切であると考えられる。

このような考えから、近年、我が国においてもマルトリートメントと表記することが多くなってきている。その大きなきっかけを作ったとも考えられる友田（2017）は、「虐待」という言葉では偏ったイメージが先行し問題が見過ごされてしまう可能性があること、また広範な事例をカバーしきれないこと、といった理由から、マルトリートメントを用いることを推奨している。本研究においても、広義の意味での虐待を意味する場合にはマルトリートメントという用語を用いる。

(2) エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念の定義

エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念について論じている代表的な研究者は、武田信子氏、古荘純一氏、宮本信也氏の3名であり、いずれも心理臨床を専門とする臨床家・研究者であり、大学で教鞭をとる教員である注1。まずはこの3名による定義と概念の範囲について概観し、各々の定義、行為者及び含まれる行為ないし事例の範囲における異同について整理する。

1) 武田信子氏の定義

武田氏は、エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念を初めてアカデミックな研究の俎上に載せた研究者である。エデュケーショナル・マルトリートメントという言葉自体も、2010年にヨーロッパ教師教育学会の年次大会で、日本の教育状況を説明するために氏が作った造語である（武田，2021）。氏によると、「教育虐待」という言葉を最初に耳にしたのは、氏が日本女性学習財団の子育て支援の事例調査に従事した2010年のことであり、そこで埼玉大学の岩川直樹教授から伝え聞いたという（武田，2019a）。それによると、岩川氏が同調査で社会福祉法人カリヨン子どもセンターに、弁護士の坪井節子氏へのヒアリングに行った際、内輪の会話として「教育虐待」という言葉が使われていた、と報告されたそうである。そこでの「教育虐待」は、「過度に教育熱心な親による子の虐待」という意味であり、それは武田氏が大学院生時代に取り組んだ、親から過剰な勉強を強いられてきた子どもたちについての研究からすでに見出していた事象と一致するものであったという。しかし、それを聞いた際、氏は、これは親だけの話ではなく、広く日本の教育一般を説明する言葉であると考えた。その後、2011年に日本子ども虐待防止学会第17回学術集会茨城大会において、「教育をめぐるマルトリートメント」というタイトルでシンポジウムを開催し、続く18回、19回大会においても連続して同様のテーマでシンポジウムを開催している。

その後、このシンポジウムでの内容が数社の新聞に取り上げられ、氏自身も2012年12月から「中学保健ニュース」「高校保健ニュース」誌に「今、考えたい教育による虐待」として4回の連載を行い、概念の説明を丁寧に行っている（武田，2014）。そこには、「大人がその「教育」の名のもとに子どもたちに過剰な負担を与え、彼らの心身のバランスや心理社会的発達を阻害するような扱いをするとしたら、それはもはや「教育による虐待」といえるのではないのでしょうか」（武田，2014，p. 151）と述べられている。そして、日本の教育状況が子どもたちに過度のストレスを与えるものであるとして、国連子どもの権利委員会から3回にわたり（1998年，2004年，2010年）勧告されていることを紹介している。さらに、日本の教育システム全体の問題として大人たちが共有している「幸せ」の価値観を転換させていくことの重要性が説かれている。

氏は、『やりすぎ教育—商品化する子どもたち—』を発表し、エデュケーショナル・マルトリートメントについてこれまでシンポジウムや論文などを通して発表してきた氏の考えをまとめて論じている（武田，2021）。武田（2021）では、サブタイトルに示されている通り、日本の子どもたちは、大人たちの意図する人生目標を追うべく大人たちに管理された環境に囲い込まれ、必要な能力を育てるための活動に従事させられ、人権と主体性を剥奪された状況にあると主張している。それは、先行き不安な社会の中で我が子に何とか幸せな人生を送ってほしいと願う親心によって暗黙裡に行われてしまっているものであり、親だけの責任に帰することのできない、社会全体の問題である。むしろ、武田氏は一貫して、そのような親の不安や願いを不適切な行為へと導いてしまっている現代日本の社会や教育システムが抱える構造的問題を指摘し続けているといえる。

氏は、エデュケーショナル・マルトリートメントについていくつかの定義を記している。その中で最も端的なものは、養護教諭向けに書かれた短い論文にみられる定義である。すなわち、「エデュケーショナル・マルトリートメント（educational maltreatment）とは、「大人が子どもに対して教育のつもりで行う、子どもの発達や健康にとって不適切な行為」を定義とする和製英語です」（武田，2019b，p. 94）というものである。また、この論文には、エデュケーショナル・マルトリートメントと教育虐待との差異についても明記しており、教育虐待とは「親が教育という名目で行う子どもの受忍限度（心身が傷つきに耐えられる限界）を超える虐待」を意味します。（p. 94）と述べられている。よって、エデュケーショナル・マルトリートメントは、行為者が保護者に限定されないということと、虐待（abuse）とネグレクト（neglect）を含むということの2重の意味で教育虐待よりも広い概念として位置づけられている。さらに、武田（2021）では、次のようにも述べられている。「子ど

もたちが自分の生きる世界を理解し把握するために学びたいという、真のひととしての成長発達のニーズではなく、大人の将来への不安や欲望から強制的に学ばされている状態のことを、私は『エデュケーショナル・マルトリートメント』と名付けました。これは、親による教育虐待だけでなく、社会全体の歪んだ教育観によってなされる、大人たちから子どもたちへの不適切な行為のことです” (武田, 2021, pp. 47-48)。この定義は、特に教育の強制に関する内容に焦点づけられた定義といえる。また、“エデュケーショナル・マルトリートメントという概念は、原則として、家庭教育、幼児教育・学校教育・放課後の教育など、子どもの教育全般に用いることのできる概念です” (武田, 2021, pp. 56-57) とも述べられている。同様に、“「教育」のコンテンツの中には、学校で学ぶ教科教育以外に、スポーツや音楽などの芸術、習い事、家庭教育なども含まれます” (武田, 2019b, pp. 94-95) とも記述されている。これらの記述から、エデュケーショナル・マルトリートメントにおける教育 (education) の範囲は、大人が子どもに対して行う教育的関わり全般の中で、子どもの発達や健康に不適切な影響をもたらす行為であり、学習活動、スポーツ・芸術・文化活動が主たる内容であると考えられる。さらに、次のようにも述べられている。“エデュケーショナル・マルトリートメントとなる行為は、大人が子どもを育てるために役立つ行為だと信じているか、一時的にやむを得ないことだと考えているか、そうする以外に方法を知らない、あるいはないと思込んでいる行為です。子どもに対する共感性が不足し、人権を尊重しない行為ですが、長年、文化に組み込まれ頻繁にみられることなので、その行為の重大な侵襲性に気づくことが難しいのです。エデュケーショナル・マルトリートメントは、力を持たない子どもの立場に身を置いて振り返ることのできない「教育熱心な」大人が起こしやすいマルトリートメントなのです” (武田, 2021, p. 57)。この文章においても特に教育の強制に焦点が当てられており、教育を施す大人の、教育を施される子どもを顧みない一方的な態度が強調されている。

武田 (2021) においては、これらの概念の定義や他の類似概念との関係、さらに保護者だけでなく社会全体の問題という視点から、エデュケーショナル・マルトリートメントの構造が図式化されている (Figure 1)。図全体が大人から子どもへのマルトリートメントを表しており、その中心にエデュケーショナル・マルトリートメントが位置づけられている。そして、図全体が行為者の種類によって左右に分割されており、図の左側に「親・保護者」による、従来からの虐待やネグレクトと呼ばれてきた「家庭でのマルトリートメント」が位置し、図の右側に教育関係者、行政、教育産業、地域、メディア、企業といった広範な「社会」によるマルトリートメントが位置し、これが新たに提起された「子どもの

社会的マルトリートメント」である。同様に、図の上下もマルトリートメント (行為) の種類によって分割されており、上半分全体が不適切な行為を行うこと (acts of commission)、下半分全体が必要な行為をなさないこと (acts of omission) とされている。これら2軸によって、図全体が4象限に分けられており、内側のエデュケーショナル・マルトリートメントにおいても、さきほどの行為者 (保護者/社会) と行為の種類 (強制-虐待/剥奪-ネグレクト) によって4象限に分けられている。なお、武田 (2021) においては、エデュケーショナル・マルトリートメントのうち、図の左側 (第2・第3象限) に位置する親・保護者によって行われるものが「広義の教育虐待」、そのうち上半分の強制にあたるものが教育の強制 (やりすぎ) であり、狭義の教育虐待 (子どもの受忍限度を超えた教育の強制) とされている。下半分の第3象限は、保護者による教育の剥奪であり、教育ネグレクトとされている (定義は記されていないが学校に行かせないなどの例が記載されている)。同様に、第1象限の社会による教育の強制であれば (定義は記されていないが例として) 受験戦争、大量の宿題、関心の持てないまま進む授業、炎天下の部活といった、より広く社会からもたらされる教育の強制に関する状況や内容が挙げられている。また、第4象限の社会による教育の剥奪は、(定義は記されていないが例として) 落ちこぼし、学ぶ機会を与えられないままの不登校といったより広い状況や内容が挙げられている。なお、「落ちこぼし」という用語については、明確に説明されているわけではないが、「勉強についていけない子どもに配慮しないまま、ずっと椅子に座らせておく (武田, 2019b, 2021)」という例や「クラスに教員の言うことを聞かない生徒や気に食わない生徒がいたときに、その生徒を無視したり、勉強ができない生徒を端に座らせたままフォローしないで放置したりしている状態 (武田, 2021)」という例が挙げられており、これらの状態を指すと思われる。

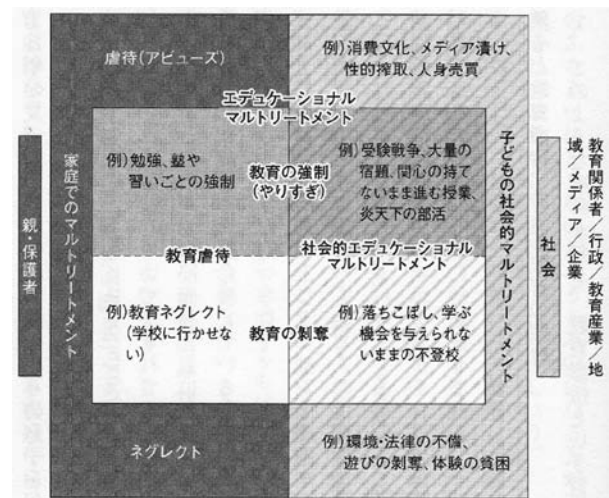


Figure 1 武田 (2021) の「大人から子どもへのマルトリートメント」の概念図 (武田, 2021より引用)

これらの定義や図から、武田（2021）は、かなり広い範囲の行為がエデュケーショナル・マルトリートメントに該当する行為であると考えているといえる。特に、保護者や教師などの直接的に子どもの教育に関わる大人だけでなく、教育行政や教育産業といったより広い教育に関する組織・産業、さらには地域、メディア、企業といった必ずしも直接的接点があるわけではなくとも、しかし子どもの生活に大きな影響を及ぼしている社会文化的環境を構成する要素までも含めている点が大きな特徴といえる。この点に関連して、武田（2021）は、“私の伝えたいエデュケーショナル・マルトリートメントという概念は、親や教員という個人の責任追及のための概念ではなく、社会の価値観が生む現象として、社会全体で対応に取り組み始めるきっかけとなる概念として広がらなくてはなりません”（p. 55）と述べている。

武田（2021）は、保護者による教育虐待・教育ネグレクトの具体例として、「1. 勉強や宿題の時間を過度に優先し、遊び・休憩・睡眠の時間を剝奪する」、「2. 問題行動を人前で頭ごなしに叱責する」、「3. 学校教育に不信感を抱いて子どもを学校に行かせず代替手段も用意しない」、さらに武田（2019b）においては、「4. 体罰を加える」、も挙げられており、体罰は権力のある者からない者に加えられる暴力であり、暴力は教育ではないと説明されている。

社会的エデュケーショナル・マルトリートメントとしては、「1. 苦痛なほどつまらない授業を続け主体的に学ぶ場を与えない」、「2. 言うことを聞かない生徒や気に食わない生徒がいたときに、その生徒を無視したり、勉強ができない生徒を端に座らせたままフォローしないで放置したりする（落ちこぼし）」、「3. 学ぶ機会を与えられないままの不登校」、「4. 炎天下の部活動」、「5. 受験戦争」、に加えて、武田（2019b）における「6. 体罰を加える」、も該当すると考えられる。このように、武田氏の提起しているエデュケーショナル・マルトリートメントの概念は広く、行為者も内容も広範なものまで含むことが示唆されている。

2) 古荘純一氏の定義

古荘氏は、小児科医として子どもの心身の問題の臨床活動を行いながら子どもの自己肯定感についての調査研究も報告している研究者であり、エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念についての著書と複数の論文を発表している。

古荘・磯崎（2015）は、エデュケーショナル・マルトリートメントという用語を用いていないが、虐待を“子どもにとって有害なことを親が行うこと”（p. 35）、ネグレクトを“子どもにとって必要なことを親が提供しないこと”（p. 35）とした上で、ネグレクトが“子どもにとって最小限の必要とされることを提供しないことにより、二次的に子どもには「有害なこと」を行ったことになる」と考えることができる”（p. 35）とし、両者を包括して

考えることを提案している。そして、教育虐待と教育ネグレクトを合わせた概念（エデュケーショナル・マルトリートメントとせず、教育虐待・教育ネグレクトと併記している）の定義を、“子どもに直接的に教育指導をする親や教師などから、子どもが受ける、一次的あるいは二次的な有害事象”（p. 46）としている。教育虐待・教育ネグレクトを行う者は、その子に関わる大人であり、親に限定せず、保育士、教師、部活のコーチや近隣の住人など、一定の関係のある大人を含むとしている。古荘（2016）においては、教育という用語について次のように述べられている。すなわち、“その名の通り「教える」という意味に加えて、「他人に対して意図的な働きかけを行うことによって、その人間を好ましい方向に変化させること」を内包する用語である。「意図的な働きかけ」「好ましい方向」というのは教育を施す側の視点であり、施される側の視点ではない。教育とは、両者の関係よりは施す側の一方向性を示す言葉と思われる”（p. 1278）。ここから、氏は、教育行為を、子どもに関わる大人の側からみて「好ましい方向」に変化させるために意図的に行われる行為であり、「教育」の名のもとに行われることで、教育を施す大人と施される子どもとの関係性における歪みが、正当化される危険性があることを示唆している。

古荘・磯崎（2015）は、保護者による教育虐待が生じやすいケースとして、「1. 早期教育」、「2. 英才教育」、「3. 成績・受験をめぐる教育虐待」、を挙げている。「1. 早期教育」とは、胎児から就学前までの乳幼児を対象とし、親が主に知的教育やIQを高めることを強く期待して行う教育とされており、低出生体重児で生まれた子どもに保育器の外から英語の絵本の読み聞かせをしていた母親の事例が挙げられ、子どもの発達段階を無視した親の教育の押しつけとして教育虐待の可能性があるとされている。「2. 英才教育」については、“一つの才能にすぐれた子どもに対して、大人から一方的に指示伝達をするのではなく、双方から相互作用を引き出す教育”（p. 76）と定義され、“就学以降の子どもを対象とし、本人もその教育を望んでいる、すなわち双方の理解を得たうえでの教育としておきます。ただし、高校や大学での飛び級など、教育機関も容認・推薦しているものは除外し、あくまで養育者・指導者と子どもとの双方向としておきます”（p. 76）と追記されている。具体例として、親から才能も意欲もあるからといって野球練習ばかりさせられ、チック症状が出現した小学4年生の事例が紹介されている。「3. 成績・受験をめぐる教育虐待」は、“家庭内で子どもの成績や受験をめぐる強く叱責したり、人格を否定するような言葉を投げかけたり暴力をふるったりして追い詰めてしまう行為”（p. 90）であり、“その子の成長段階に合わせた適度な教育を提供せずに、子どもなりの成長の機会を摘んでしまうという意味では「教育ネグレクト」といえるかもしれません”（p. 91）と述

べられている。

保護者による教育ネグレクトの例としては、「1. 所在不明児」、「2. 保護者の勝手な都合による教育ネグレクト」、「3. 保護者の不適切な教育方針による教育ネグレクト」が挙げられている。1. と 2. については、生活基盤の弱い保護者によるもので程度の違いはあれ従来からあるネグレクトの場合に相当し、保護者が家賃を滞納して住む場所を失ったり、借金の返済から逃れるために子どもを連れて夜逃げをしていたりたした事例が挙げられている。これらの場合、学校に行かせてもらえないことが多く、通常必要な教育が剝奪されているという意味で教育ネグレクトに該当する。3. については、保護者の不適切な教育方針により子どもを学校に行かせないケースであり、代表的な例として、保護者が「宗教の教え」を学校教育より優先させ、宗教施設の中で一緒に過ごすために学校に通わせてもらえないという事例が紹介されている。

さらに、古荘・磯崎 (2015) においては、保護者以外の教育者による教育虐待・教育ネグレクトの例が子どもの発達段階や特性に対応させて複数挙げられている。それらを大まかにまとめると、「1. 小学校低学年における学級規模の問題（個々の子どものニーズに答えきれない人数を1人の担任教師が受け持つ）」、「2. 子どもの障害特性（神経発達症や身体障害）に合わない画一的な指導や他の児童生徒と同じことを強要すること」、「3. 罰制度の導入（給食の時間内に食べられない場合や忘れ物の連帯責任）」、「4. 私立学校における学校側の実績を重視した進路指導やいじめなどの問題を隠蔽する体質」、「5. 偏差値主義で生徒の希望を顧みない進路指導」、「6. 学校側が必要な進路指導を怠ることで精神症状を発症させたケース」である。いずれも、教育者の知識・スキル不足、教育に関する価値観の問題によって、教育を強制されていたり、必要な教育が剝奪されていたりする状況である。さらに古荘・磯崎 (2015) や古荘 (2016) においては、特別支援教育における教育虐待・教育ネグレクトの事例が、古荘・磯崎 (2015) においては大学をはじめとする高等教育機関における教育虐待・教育ネグレクトの事例が多数紹介されている。

3) 宮本信也氏の定義

宮本信也氏は、小児科医として子どもの心身全般の治療と、神経発達症やトラウマケアに関する多数の研究・臨床の経験から、不適切な教育対応についての講演を行っており、宮本 (2020) は、日本小児精神神経学会第120回記念大会 (2018年12月15日～16日) における会長講演「教育とトラウマ」の内容が論文化されたものである。

宮本 (2020) は、“教育の名を借りた不適切な対応 (maltreatment)” (p. 333)、“子どもの心に傷を負わせる教育対応” (p. 333) として、教育虐待 (educational abuse) と教育ネグレクト (educational neglect) を挙げ

ている。なお、宮本 (2020) は、教育を“子どもたちを教え育てる教育は、子どもが持って生まれた能力を伸ばし開花させ、子どもの情性を豊かにし人間性をはぐくむことで、子どもたちが社会や家庭の中で自己実現を果たせるようにすることと考える” (p. 333) と定義している。

また、宮本 (2019) では、不適切な教育対応について、“子どもの教育に関係する人たちによる、教育を受ける子どもの権利への侵害行為” (p. 333) とも述べており、虐待やマルトリートメントに関わる事象において子どもの権利や子どもへの影響性を中心に考えていくことの重要性を指摘している。

宮本 (2020) によると、教育虐待とは、基本的には教育の強制であり、教育ネグレクトとは、子どもに適切な教育を受けさせる義務をその義務を有する人 (通常は保護者) が果たしていない状況である。両方とも、基本的には、その時代・社会において大多数の子どもたちに対して通常行われている教育を受ける子どもの権利への侵害行為と考えられ、その意味でこれらは、いわゆる子ども虐待と同列にみなすことができるものであると指摘されている。つまり、教育虐待と教育ネグレクトは子どもの人権を侵害する行為の両極端な様態であるといえる。このような視点から、それぞれの具体例が事例とともに紹介されている (Table 1)。

Table 1 不適切な教育対応の主な例 (宮本, 2020)¹

1. 教育虐待 (Educational Abuse)	
1-1.	子どもの年齢, 能力, 学習スタイルに合わない教育の強制
1-2.	教育に関する過剰な強制の継続
1-3.	成績不良に対する過度の叱責
1-4.	学習に関して子どもが自信をなくすような対応
1-5.	叱りながら行う教育
1-6.	暴力を振るって勉強させるなど
2. 教育ネグレクト (Educational Neglect)	
2-1.	子どもを学校に行かせない
2-2.	子どもの年齢, 能力, 学習スタイルに適した教育を受けさせない
2-3.	子どもの怠学を放置しているなど

¹宮本 (2020) の表に筆者が番号を付した

教育虐待には、年齢、能力、学習スタイルなど、子どもの個性を無視した教育を強制すること (1-1)、そのような過剰な教育行為が継続していること (1-2)、その際にとられる方法が不適切で時に暴力や過度の叱責が伴うこと (1-3, 1-5, 1-6)、そのような極端な方法がとられなくとも、結果だけで判断して子どもの努力を認めなかったり、たとえ言い方がマイルドであっても頻回に言われたりすることで、子どもが自信を無くしてしまうような場合 (1-4) が含まれる。

教育ネグレクトについては、大人の明確な教育方針として必要な教育を受けさせないというもの (2-1)、教育虐待の裏返しとして子どもに適した必要な教育を受けさせていない状態 (2-2)、さらには、大人の怠慢によって、結果的に子どもに必要な教育を受けさせていない状況 (怠学状況) を作り出してしまっている状態 (2-3)

までを含んでおり、多義的である。2-1 と 2-2 においては、大人の子どもに対する関わりにおいて、大人の側に何らかの教育的意図が存在することが特徴といえる。一方、2-3 においては、明確な教育的意図があるというよりも、子どもに必要な教育を受けさせるという保護者の

義務を放棄しているという点を判断根拠にネグレクトの範疇に含めているといえる。実際、宮本（2020）は 2-3 について、“保護者が可能な対応（探し回る、子どもに説諭するなど）を行っても、子どもが従わずに遊びまわる状況は教育ネグレクトとは見なされない。子ども育ネ

Table 2 エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念についての
代表的な研究者による概念の特徴（筆者による整理）

研究者	武田信子氏	古荘純一氏	宮本信也氏
文献	武田 (2014, 2019b, 2021)	古荘・磯崎 (2015), 古荘 (2016), 古荘 (2020)	宮本 (2019, 2020)
定義	・エデュケーショナル・マルトリートメント: 大人が子どもに対して教育のつもりで行う, 子どもの発達や健康にとって不適切な行為 (武田, 2019b, p. 94) ・教育虐待: 親が教育という名目で行う子どもの受忍限度 (心身が傷つき耐えられる限界) を超える虐待 (武田, 2019b, p. 94)	・教育虐待・教育ネグレクト: 子どもに直接的に教育指導をする親や教師などから, 子どもが受ける, 一次的あるいは二次的な有害事象 (古荘・磯崎, 2015, p. 46)	・不適切な教育対応: 子どもの教育に関係する人々による, 教育を受ける子どもの権利への侵害行為 (宮本, 2020, p. 333) ・教育虐待: 基本的には, 教育の強制 ・教育ネグレクト: 子どもに適切な教育を受けさせる義務をその義務を有する人 (通常は保護者) が果たしていない状況
行為者	①保護者, ②子どもと直接関わる大人・子どもと間接的に関わる社会的環境 (教育行政, 教育産業などの組織・産業, 地域, メディア, 企業など) ※①と②を明確に区別し, 行為者によって異なる概念を充てている	保護者と子どもに関わる大人とを特に区別していない ※早期教育や高等教育機関におけるハラスメントなどを含めている	保護者と子どもに関わる大人とを特に区別していない
概念の構造	行為者 (①保護者, ②子どもと関わる大人・社会) と行為種別 (1. 教育の強制, 2. 教育の剥奪) からとらえ, 4象限の領域を想定 ①保護者: 広義の教育虐待 (児童虐待防止法に対応) = 1. 教育虐待 + 2. 教育ネグレクト ②子どもに関わる大人・社会: 社会的エデュケーショナル・マルトリートメント (児童虐待防止法に対応せず) = 1. 教育の強制 + 2. 教育の剥奪 ①②を合わせてエデュケーショナル・マルトリートメントとしている	行為種別 (1. 教育の強制, 2. 教育の剥奪) からとらえる (2つを合わせてマルトリートメントとしている) 1. 教育虐待 + 2. 教育ネグレクト ※1. 2. を合わせたものは, 武田氏による「エデュケーショナル・マルトリートメント」とは正確には異なる概念である	行為種別 (1. 教育の強制, 2. 教育の剥奪) からとらえる (2つを合わせてマルトリートメントとしている) 1. 教育虐待 + 2. 教育ネグレクト (2つを合わせて「不適切な教育対応」としている) ※1. 2. を合わせたものは, 武田氏による「エデュケーショナル・マルトリートメント」とは正確には異なる概念である
行為の範囲 (事例)	保護者による教育虐待・教育ネグレクト: 1. 勉強や宿題の時間を過度に優先し, 遊び・休憩・睡眠の時間を剥奪する 2. 問題行動を人前で頭ごなしに叱責する 3. 学校教育に不信感を抱いて子どもを学校に行かせず代替手段も用意しない 4. 体罰を加える 社会的エデュケーショナル・マルトリートメント: 1. 苦痛なほどつまらない授業を続け主体的に学ぶ場を与えない 2. 言うことを聞かない生徒や気に食わない生徒がいたときに, その生徒を無視したり, 勉強ができない生徒を端に座らせたままフォローしないので放置したりする (落ちこぼし) 3. 学ぶ機会を与えられないままの不登校 4. 炎天下の部活動 5. 受験戦争 6. 体罰を加える	保護者による教育虐待・教育ネグレクト 教育虐待: 1. 早期教育 2. 英才教育 3. 成績・受験 教育ネグレクト: 1. 所在不明児 2. 保護者の勝手な都合によるもの 3. 保護者の不適切な教育方針によるもの	教育虐待: 1. 子どもの年齢, 能力, 学習スタイルに合わない教育の強制 2. 教育に関する過剰な強制の継続 3. 成績不良に対する過度の叱責 4. 学習に関して子どもが自信をなくすような対応 5. 叱りながら行う教育 6. 暴力を振るって勉強させるなど 教育ネグレクト: 1. 子どもを学校に行かせない 2. 子どもの年齢, 能力, 学習スタイルに適した教育を受けさせない 3. 子どもの怠学を放置しているなど ※行為者を特に区別せず, 事例を列挙している
マルトリートメントと判断する際のポイント	教育虐待 (教育の強制): 境界は明確ではないが教育熱心の中に教育虐待があり, 教育虐待は子どもよりも親の欲求充足が中心となる。ただし, 大人と子どもの関係性の歪みととらえ, 大人による教育の強制があっても, 子どもがそれを受け入れていたらマルトリートメントに当たらないとしている。 教育ネグレクト (教育の剥奪): 明確な記載なし	教育虐待・教育ネグレクトとも, 大人-子どもという上下関係が存在するため, 大人と子どもの関係性の歪みとしてとらえ, 子どもの側の視点に立って判断することを重視。子どもが心身に不調をきたしている場合, あるいははきたす可能性が高い場合には行為者の意向や, 子ども自身の意向に関わらず, 第三者の視点から客観的に判断する。	教育虐待・教育ネグレクトとも, 子どもの人権を侵害している行為であり, それによって子どもが心身に不調をきたしている場合, あるいははきたす可能性が高い場合には行為者の意向に関わらず状態像からマルトリートメントと判断する。ただし, 教育ネグレクトの上記事例3)においては, 保護者の怠慢がなければマルトリートメントとは判断しない。
虐待4類型との対応関係	記載なし	心理的虐待の1タイプとしての教育虐待, ネグレクトの1タイプとしての教育ネグレクト	明確な記載はないが, 米国における教育ネグレクト事例との対応関係の記載あり
子どもの発達段階	乳幼児期, 児童期, 青年期	胎児期, 乳幼児期, 児童期, 青年期	特に明記されていないが児童期, 青年期の事例が中心
子どもの学校種	普通教育 (初等・中等段階) が中心	普通教育 (初等～高等教育段階), 特別支援教育	普通教育 (初等・中等段階), 特別支援教育
全体として重視している事項	子どもの人権 社会文化的要因	子どもの人権 上下関係による関係性の歪み 子どもの発達障害	子どもの人権 子どもの発達障害 子どものトラウマ体験

グレクトとされる” (p. 337) と述べており、たとえそれが消極的なものであっても、保護者の主体的な行動選択の結果として子どもを放置していることが問題となっていると考えられる。この点は、一般的なネグレクトの場合とは異なるかもしれない。

4) 3名の代表的研究者の概念における異同と特徴

ここでは3名の代表的研究者による定義や行為者、行為ないし事例の内容についての記述から示唆されるそれぞれの概念の異同について整理を試みる。3名の研究者による定義と概念の特徴を整理したものを Table 2 に示した。

定義において3者はかなり異なっており、次の行為者、概念の構造、行為ないし事例の範囲、における比較検討も含めて論じる。

行為者については、武田氏は、教育虐待・教育ネグレクトの概念を児童虐待防止法の虐待概念と対応させて保護者のみが該当するものとしていた。そして、保護者以外の行為者については、教師などの直接的に子どもの教育に関わる大人だけでなく、教育行政や教育産業といったより広い教育に関する組織・産業、さらには地域、メディア、企業といった必ずしも直接的接点があるわけではない社会文化的環境を構成する要素までも含めていた。このような間接的に子どもに関わる事物を明示的に含めている点が、武田氏と他の2氏との違いであるといえる。一方、古荘氏と宮本氏は概ね一致しており、両氏とも、子どもと直接的に関わる大人のみを想定しているといえる。ただし、古荘氏の方が早期教育や高等教育機関におけるハラスメントなどの事例も挙げており、より多様な行為者が想定されているといえるかもしれない。

概念の構造については、武田氏は行為者によって対応する概念を明確に区別している (Figure 1)。前述したように、武田氏における教育虐待・教育ネグレクトは、児童虐待防止法に対応させて、保護者による行為であると定義されている。そして、保護者以外の子どもに関わる大人やより広い社会環境によるもの場合は、社会的エデュケーショナル・マルトリートメントに位置づけられている。さらに、行為種別として、前述した、子どもにとって不適切な行為を行うこと (acts of commission) と、子どもにとって必要な行為をなさないこと (acts of omission) という観点から教育の強制と教育の剥奪を区別している。全体として、保護者及び子どもに関わる保護者以外の大人・社会からの教育の強制及び教育の剥奪の行為をまとめて、エデュケーショナル・マルトリートメントという用語が用いられている。一方、古荘氏と宮本氏は、行為種別 (強制と剥奪) という観点のみがあり、教育の強制を教育虐待、教育の剥奪を教育ネグレクトと定義している。そして、古荘氏は教育虐待と教育ネグレクトを包括する概念をおかず、宮本氏は包括する概念の用語を不適切な教育対応としており、両氏とも武田氏におけるエデュケーショナル・マルトリートメントとは正

確には異なる概念としている。

行為ないし事例の範囲についても、前述した定義に沿って多様なものが挙げられている。武田氏の場合は、保護者による教育虐待・教育ネグレクトの事例だけでなく、社会的エデュケーショナル・マルトリートメントの事例として、広く社会文化的な背景要因による事象も含まれている。具体的には、受験戦争や落ちこぼし、学ぶ機会を与えられないままの不登校といった事例であり、明確な行為者が特定できる場合もあれば、社会全体のシステムや状況であるために明確な行為者を特定できない場合もあり、その場合は事例の範囲と呼ぶことが適切であろう。一方、古荘氏と宮本氏は行為者の範囲を子どもに関わる大人としている点で共通しており、武田氏ほど広範囲に及ぶものではない。また、古荘氏のほうが早期教育や高等教育機関におけるハラスメントの事例も含めており、より多様な事例が想定されている。古荘氏と宮本氏の場合は、武田氏においてはあまり強調されていなかった子どもの側の要因として発達障害 (神経発達症) を強調している。

定義、行為者、行為ないし事例の範囲についての3者の記述からは、武田氏の提起したエデュケーショナル・マルトリートメントはもとより、古荘氏と宮本氏による教育虐待・教育ネグレクトも、保護者のみを対象としている児童虐待防止法の枠組みに収まらない、より広い概念であると考えられる。その点では、前述したWHOによるマルトリートメントの概念の枠組みで理解していくことが適切であろう。これに加えて、武田氏も古荘氏・宮本氏と同様に、教育虐待・教育ネグレクトという概念を提起しているが、古荘氏・宮本氏におけるそれらの概念には保護者以外の行為者を含めるが、武田氏の場合は含めないという点において異なっている。すなわち、武田氏と古荘氏・宮本氏における教育虐待・教育ネグレクトの概念は、正確には異なる概念である。さらに、武田氏によるエデュケーショナル・マルトリートメント概念は、保護者以外の行為者も含める点で古荘氏・宮本氏における教育虐待・教育ネグレクトに通じる点があるが、武田氏の場合は直接的に子どもの教育に関わる大人以外のより広い事物まで含めている点で、より広い概念であるといえる。

武田氏によるエデュケーショナル・マルトリートメントは、保護者や子どもに関わる教師などの大人からの教育行為や、それを支える教育システムや社会的価値といった教育に関わる事象によってなされる、子どもの発達や健康に不適切な影響を及ぼす行為であるとされており、認知的能力を高めるための教科学習 (いわゆる「勉強」と表現される意味での学習であり、主に認知的能力を高める活動)、スポーツ、芸術・文化活動、コミュニケーションスキルなどの非認知的能力を高めるための諸活動が主要な内容であるといえる。しかし、これらの教育行為に明確に合致しなくとも、教育のつもりで行われる行

為が子どもの発達や健康を阻害したり、人権侵害となったりしている場合も該当すると考えられ、その裾野は広いと考えられる。

また、エデュケーショナル・マルトリートメントとまとめられているが、教育の強制（教育虐待）と教育の剥奪（教育ネグレクト）の場合では、その様相は大きく異なると考えられる。教育の剥奪（教育ネグレクト）は、保護者などの大人による積極的な教育の強制（教育虐待）によって二次的に生じる場合と、教育の強制（教育虐待）が特になく保護者などの身体的・精神的・社会経済的脆弱性によって引き起こされる1次的な場合とでは、保護者などの大人の関与の仕方においてかなり様相が異なると考えられる。古荘・磯崎（2015）や宮本（2020）が指摘するように、後者は欧米における educational neglect と同様の概念と考えられるが、前者はそれとは異なる概念であると考えられる。

マルトリートメントと判断する際のポイントについては、それぞれの考え方があり、微妙な差異が存在する。

武田氏は、教育虐待と教育熱心の差異について明確に述べている。武田（2021）によると、両者の境界は明確ではないが、教育熱心の中に教育虐待があり、教育虐待は子どもよりも親の欲求充足が中心となるという（Figure 2）。ただし、家庭でのマルトリートメント、特に保護者による教育虐待の場合は、大人と子どもの関係性の歪みととらえられ、大人による教育の強制があっても、子どもがそれを受け入れていたらマルトリートメントに当たらないとされている。その具体例として、厳しい練習に耐えてオリンピックなどに出場して活躍したスポーツ選手や4名の子どもの全員東京大学医学部に進

学させて話題になった保護者の事例を挙げて説明している。なお、後者の事例は、保護者による教育の強制ではなく、子ども自身が相当の時間学習しておりその環境づくりを保護者が熱心に行っていた事例であり、それを子ども自身が受け入れていたことにおいて、客観的な学習時間ではなく、教育を受ける側の子どもの捉えも含めた関係性によって判断されていると考えられる。

一方、古荘氏の場合は、基本的なスタンスとして、教育虐待・教育ネグレクトともに、大人-子どもという上下関係が存在するため、大人と子どもの関係性の歪みとしてとらえることが強調されている。そして、第3者である専門家が弱い存在である子どもの側の視点に立ってマルトリートメントであるかどうかを客観的に判断することを重視している。その際、子どもが心身に不調をきたしている場合、あるいはきたす可能性が高い場合には行為者の意向に関わらず、また、子どもの意向に関わらずマルトリートメントと判断することが重要であると示唆されている。この考え方は、氏が英才教育として挙げている場合において顕著であり、この場合、子どもの側も保護者や指導者などからの教育的行為を求めており、両者の意向が合致しているという意味で関係性の歪みは顕著ではないが、その場合においても、行為自体が子どもの心身にもたらす否定的な影響やその可能性を、英才教育によって獲得する能力とそれ以外の能力のアンバランスさや長期的な視点で見た際の問題点といった観点から判断する必要があることが示唆されている。

なお、古荘（2020）においては、教育熱心と教育虐待の差異について武田氏とは異なる視点から論じられている。すなわち、“教育熱心とは親の態度を示す言葉で、教育虐待とは2者間の関係性の歪みを示すものである。連続性のある行為を示すものではなく別の指標ということになるので、線引き自体が意味をなさないということになる”（p. 27）。つまり、武田氏とは異なり、教育熱心と教育虐待は比較対象になりえない別の概念であると考えられている。ただし、“親が子どもに対して行う「回避することのできない不当な要求」と判断できれば、教育虐待と考えることができるだろう”（p. 28）とも述べられており、虐待を行為であるととらえていると見受けられる表現は古荘氏の著書や論文に多くみられ、概念のとらえ方に曖昧な部分は残る。確かに、教育熱心ということ自体は親の態度であるが、そのような態度を持った保護者による子どもに対する熱心な教育行為こそが問題とされているのであり、それと教育虐待の間に線引きをすることは、困難であるが重要なことであろう。また、虐待であると判断される状態には何らかの関係性の歪みがあると考えられるが、上で確認した国内外の虐待の定義を踏まえると虐待をとらえる際に「関係性の歪み」を前面に出すよりも、それが背景にある場合もない場合も含めて不適切な行為ととらえるほうが妥当ではないかと考えられる。

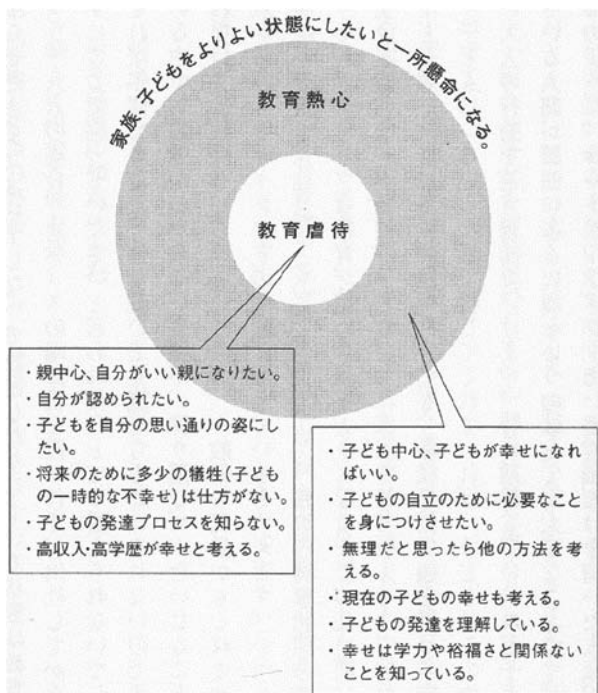


Figure 2 武田（2021）の「教育熱心と教育虐待のボーダーライン」の概念図（武田, 2021より引用）

宮本氏も基本的には古荘氏と同様のスタンスでとらえていると考えられる。教育虐待・教育ネグレクトとも、子どもの人権を侵害している行為であり、それによって子どもが心身に不調をきたしている場合、あるいはきたす可能性が高い場合には行為者の意向に関わらず状態像からマルトリートメントと判断するとされている。ただし、氏の挙げた教育ネグレクトの3番目の事例においては、保護者の怠慢がなければマルトリートメントとは判断しないという記述もみられ、状態像だけで一律に判断できない場合もあることが示唆されている。

子どもの発達段階や学校種についての記述においても論者により若干の差異がみられる。しかし、これらの差異は本質的なものではなく、全体としてはヒトとしての発生（胎児期）から子ども時代の最後（青年期）までの期間に生じる問題であるといえる。

全体として重視している事項は、3者全員が子どもの人権を最も重要な価値基準としており、何らかの人権侵害のあることがマルトリートメントの判断根拠とされていると考えられる。その上で武田氏の場合は、マルトリートメントの行為者である保護者や教育者の問題を追及するのではなく、そのような行為をもたらしってしまう現代日本における社会や教育システムの抱える構造的問題を認識し、変革していくという視点が強いといえる。古荘氏は、教育虐待・教育ネグレクトが生じやすい状況として、子どもの発達障害（神経発達症）やその特性の強さを指摘している。発達障害やその特性が強い場合は、それに合わせた確かな教育的対応が求められるが、現実にはそのようなになっていないことがしばしばあり、そのような保護者の無理解や教育者の専門性の低さゆえに虐待的な状況が生み出されているという。宮本氏も、小児科医として神経発達症とトラウマについての臨床・研究活動に長年従事してきた立場から、神経発達症のある子どもへの教育がしばしば過度の期待や誤った理解による不適切なものになりやすい点、それらに加えて定型発達の子どもの間においても、部活動などでの過剰な指導は問題であり、このような不適切な対応が子どもたちのトラウマ体験となっていること、しかし大人たちはそれに気づいていないことの問題を指摘している。

最後に、児童虐待防止法における虐待の4類型との対応関係については、古荘氏のみが言及している。宮本氏は、対応関係について明確な記載をしていないが、教育ネグレクトの概念の説明をしている箇所、米国における教育ネグレクトの事例を紹介し、共通する概念が米国において存在していることを示唆している。古荘氏も同様に、欧米における educational neglect の概念を紹介しているが、欧米における educational neglect には、貧困や親の教育意欲の低さが中心にあるのに対して、日本においては、それらに加えて「親による教育の押しつけ」があり、それは子どもの立場からは「必要でないものを過剰に提供し、真に必要なものを提供しない」というネ

グレクトの状態であるとして、欧米における概念と異なることを示唆している。従来の虐待概念との対応関係については、次章にて述べる。

3. エデュケーション・マルトリートメント及びその関連概念と、従来の虐待概念との関係

ここでは、エデュケーション・マルトリートメント及びその関連概念と、従来の虐待概念との関係について整理する。

1) 3人の論者における位置づけ

武田氏は、教育虐待と教育ネグレクトについては、保護者によって行われる行為であると概念化しているために、明確に児童虐待防止法の虐待概念と対応させている。しかし、保護者以外の人や社会によって行われる社会的エデュケーション・マルトリートメントについては、明確な説明は行われていない。また、従来の虐待概念の4類型との対応関係についても明確な説明は行われていない。その理由として、武田氏は、保護者によるものも含めたエデュケーション・マルトリートメントの主要な要因を、保護者にとどまらず社会全体の構造的な問題にあると考えており、個々の事例に対して福祉的・法的対応を促すことよりも、保護者や社会全体が、子どもへの関わり方やそれに暗黙に影響を及ぼしている価値観の在り様を認識し、変革していくことに重点を置いているためであると考えられる。すなわち、このような目的のもとでは、保護者の行為に限定される児童虐待防止法における虐待概念との関連性を明確にすることは、それほど重要ではないと判断されているのではないかと考えられる。

また、宮本氏においても、従来の虐待概念や児童虐待防止法の虐待概念との明確な対応関係は特に説明されていない。前述のように、宮本（2020）においては、神経発達症のある子どもへの教育がしばしば過度の期待や誤った理解による不適切なものになりやすい点、定型発達の子どもの間においても、部活動などでの過剰な指導や厳しすぎる指導がトラウマ体験となっている点が強調されている。そして、このような対応は、適切な教育を受ける子どもの権利の侵害という観点からは、教育虐待と教育ネグレクトとして区別する必要はなく、不適切な教育対応（マルトリートメント）と併せて呼ぶことが提案されている。また、医師として臨床的な対応を行う上では、児童虐待防止法における虐待概念との対応関係はそれほど重要ではないのかもしれない。そのため、武田氏と同様に従来の虐待概念との異同をことさら問題にする必要がないと考えているのではないかと推察される。

一方、古荘氏は、教育虐待及び教育ネグレクトと、児童虐待防止法における虐待の4類型との関係について論じている。古荘・磯崎（2015）によると、児童虐待防止法における身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待は法律上の概念として重要であるが、ネグレ

クトを虐待の1タイプとして位置づけるのではなくアブ्यूズとネグレクトを併記することが一般的になってきているという。これは、2. エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念の定義 (1) 虐待の定義において論じたように、「child abuse and neglect」という形で両概念を併記する欧米の研究者や専門家の考え方に対応している。この考え方においては、虐待 (abuse) は子どもにとって有害なことを行うこと (acts of commission), ネグレクト (neglect) は子どもにとって必要なことを提供しないこと (acts of omission), というように対極に位置づけられる。さらに、上記の身体、性、心理という側面について、それぞれ虐待とネグレクトを想定することができ、古荘・磯崎 (2015) は、身体的虐待、身体的ネグレクト、性的虐待、性的ネグレクト、心理的虐待、心理的ネグレクトという6タイプを挙げている。これに続けて、児童虐待防止法の定義にとらわれず、衛生医療、食事、教育など、家庭における日常的な行為について、虐待とネグレクトに分けてとらえることもできるという。例えば、子どもに病気をつくり不要な検査や治療を受けさせる代理ミュンヒハウゼン症候群は医療虐待となり、子どもに必要な医療を受けさせることを怠ることは医療ネグレクトとなる。また、古荘 (2020) においては、愛情を与えないのは愛情ネグレクトであるが、子どもの主体性を無視した一方的な愛情を与えるのは愛情虐待ととらえることができるかもしれないと述べられており、教育虐待と密接に関係することが示唆されている。

これらの議論においては、伝統的に用いられてきた身体・性・心理という類型ないしは領域よりも抽象度の低い水準の行為として、医療や教育、愛情といったより具体的な内容の行為が取り出され、その行為の単位によるまとまった概念として取り扱われている。例えば、保護者の医療ネグレクトによって子どもの身体疾患の症状が悪化すれば身体的虐待と判断されるが、保護者の行っている行為やその背後にある心理の特徴からは医療虐待としたほうが理解しやすいと考えられ、具体的な行為の水準に焦点化することの有効性が指摘されている (古荘・磯崎, 2015)。

ただし、古荘・磯崎 (2015) では、“心理的虐待の1タイプとしての「教育虐待」、[ネグレクトの1タイプとしての教育ネグレクト]” (p. 41) という節が設けられているために、議論が複雑になっている感はある。その節において、厚生労働省 (2013) による「子ども虐待対応の手引き」が引用され、心理的虐待の具体例が提示された後で、“ここに「教育行為」が介在しても、虐待行為と考えることができます。たとえば、勉強ができないことに関して厳しすぎる態度をとることです。子どもの要求やニーズを無視した一方的な教育の押しつけは、子どもの心を著しく傷つける恐れがあります。・・・中略・・・教育やしつけを理由に、「体罰を伴えば身体的

虐待」「性的な辱めを伴えば性的虐待」となり、より認知しやすい概念でとらえることは可能ですが、それらの行為を伴わなくても、子どもにとって有害なことが行われていれば、心理的虐待の一つのタイプとして「教育虐待」ととらえることができるでしょう” (p. 42) と述べられている。同様の指摘は古荘 (2020) においてもみられ、次のように述べられている。すなわち、“日本における虐待の相談対応件数が増加の一途をたどっているが、心理的虐待の増加が著しい。心理的虐待の増加は面前DVだけでなく、教育虐待も関係していると思われる。確かに教育虐待は、日本の教育システムや親権制度のもとで、最近までずっと看過されてきた心理的虐待という側面もある” (p. 25)。これらの記述は、前述の身体・性・心理の3側面における虐待とネグレクトという考え方と必ずしも対立しているわけではないが、完全に整合しているわけではない。一方では身体・性・心理というより抽象度の高い側面 (上位概念) における虐待とネグレクトという逆のベクトルを持った行為種別を組み合わせて類型化した上で、身体・性・心理よりも抽象度の低い具体的な行為 (下位概念) として教育行為を取り出して新たな下位類型 (教育虐待) に位置づけているのに、他方では、身体・性・心理とは別次元の行為種別的一端であるネグレクトのサブタイプとして教育ネグレクトが位置づけられており、これらは教育虐待・教育ネグレクトというかたちで併記される。これらの位置づけはねじれた関係になっているといえる。ただし、前述のように、欧米の概念においても educational neglect がネグレクトのサブタイプの一つに位置づけられることが一般的であり (Child Welfare Information Gateway, 2014; World Health Organization & International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect, 2006), この観点からは教育ネグレクトをネグレクトのサブタイプに位置づけることは自然である。しかし、欧米の分類には、前述の身体・性・心理の諸側面におけるサブタイプとして教育の問題が挙げられることもなければ、アブ्यूズのサブタイプとして挙げられることもない。これについては、武田 (2019a, 2021) に記述されている通り、エデュケーショナル・マルトリートメントという用語自体が、日本の教育状況を欧米の研究者に伝えるために武田氏によって作られた和製英語である点からも、当然であるといえる。現状では、ネグレクトのサブタイプが身体・性・心理のどこに位置づけられるかを明確にすることは一般的ではなく、同様に、教育をはじめとして医療や食事、愛情といったより具体的な行為はアブ्यूズのサブタイプとして身体・性・心理の側面とは別の次元として扱うことが適切であると考えられる。

以上のように、3人の論者の議論からは、エデュケーショナル・マルトリートメント及びその関連概念と、従来の虐待概念との対応関係は十分に明確なものになっていない。今後検討を重ねる中で、明確にしていくことが

課題であるといえる。

2) 児童虐待防止法における虐待概念と対応させることの意義

エデュケーション・マルトリートメント及びその関連概念と、児童虐待防止法の虐待概念との対応関係を厳密にすることは困難である。前述したように、教育やしつけを理由に暴力行為や性的辱めがある場合は、それらの行為が影響を及ぼしている子どもの側面ないしは領域が明確であるために身体的虐待や性的虐待として対応することが臨床現場では一般的であると推察される。しかし、例えそこに明確な身体的暴力がなくとも、それが子どもにとって一次的であれ二次的であれ有害な事象であれば虐待として対応すべきであるという考え方も重要である。その際、例えば、児童相談所などが保護者によるエデュケーション・マルトリートメントについて対応を行うためには、その法的根拠を示すために児童虐待防止法上の何らかの虐待概念に位置づけておく必要があるといえる。古荘氏の指摘からは、教育虐待は心理的虐待のサブタイプとして、教育ネグレクトはネグレクトのサブタイプとして位置づけられることが考えられる。

ただし、そのように位置づけられたとしても、面前DVのように児童虐待防止法の条文の中に明確に記述されるか、あるいは医療ネグレクトのように、条文に記載はなくとも、厚生労働省からの明確な通達（厚生労働省、2012）と民法改正が行われ、親権停止などの法的措置が可能となるなどの法整備が行われていることが、虐待の対応を実際に行う児童相談所などの臨床現場から求められることではないかと考えられる。今後、保護者によるエデュケーション・マルトリートメントについて実証的な観点からより明確にすることで、この概念が面前DVや医療ネグレクトと同様に法律の中に明確な位置づけを与えられることが大きな課題であろう。

4. まとめと今後の研究への展望

本研究では、エデュケーション・マルトリートメントとその関連概念について検討し、その概念を明確化することを試みた。エデュケーション・マルトリートメント及びその関連概念についての代表的な研究者である武田氏、古荘氏、宮本氏の論文・著書について丁寧に検討し、それぞれの定義と概念の広がりについて整理した。古荘氏と宮本氏は比較的共通した概念化を行っていたが、武田氏はより広い概念としてエデュケーション・マルトリートメントを提起していた。それは、保護者や子どもに関わる教師などの大人からの教育行為や、それを支える教育システムや社会的価値といった教育に関わる事象によってなされる、子どもの発達や健康に不適切な影響を及ぼす行為であるされており、認知的能力を高める教科学習、スポーツ、芸術・文化活動、コミュニケーションスキルなどの非認知的能力を高めるための諸活動が主要な内容としつつ教育の名のものに行われる子ど

もの人権侵害という意味で裾野の広い概念である。武田氏はこれまでにあまり検討されてこなかったマルトリートメントを生じさせてしまう現代日本における社会と教育システムの構造的問題を指摘していた。そのためにエデュケーション・マルトリートメントを保護者や教師などの直接的に子どもの教育に関わる大人だけでなく、教育行政や教育産業といったより広い教育に関する組織・産業、地域、メディア、企業といった社会文化的環境を構成する要素までも含めてとらえており、社会的エデュケーション・マルトリートメントという新たな概念も提起していた。この新たな概念化は、エデュケーション・マルトリートメントの問題を保護者や教師など特定の行為者だけでなく、社会文化的なシステムの問題として改善に取り組んでいく上で礎となるものであろう。

今回、本研究においてエデュケーション・マルトリートメントについての代表的研究者の論考を整理することで、エデュケーション・マルトリートメントという新しい概念についてある程度は明確化することができたと考えられる。しかし、前述したようにこの概念と従来の虐待概念との対応関係は十分に明確になったわけではない。また、どのような行為や関わり、状況がエデュケーション・マルトリートメントとなるのか境界線については十分に結論が出ているわけではない。武田（2021）によって教育熱心と教育虐待の境界が議論されているが、教育ネグレクトや社会的エデュケーション・マルトリートメントにおいては明確な記述もないため、さらなる検討が必要であろう。さらに、エデュケーション・マルトリートメントの生起・維持において、どのような要因が働いているかについては本研究でほとんど検討することができなかった。今後エデュケーション・マルトリートメントとその関連概念についての実証的検討を行う上で、どのような要因が働いているかについて先行研究を整理することは重要な課題である。

5. 引用文献

- Child Welfare Information Gateway (2014). *Definitions of child abuse and neglect*. Washington, DC: U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau. Retrieved from <https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/define.pdf> (2021年11月18日)
- Drake, B. & Jonson-Reid, M. (2018). Defining and estimating child maltreatment. Klika, J. B., & Conte, J. R. (Eds.). *The APSAC handbook on child maltreatment*. SAGE Publications. pp. 14-33.
- 古荘純一(2016). 特別支援教育における教育虐待・教育ネグレクト 小児科, 57, 1277-1282.
- 古荘純一(2020). 教育虐待—「あなたのため」が子どものところを蝕む— 月刊保団連, 1333, 25-30.
- 古荘純一・磯崎祐介(2015). 教育虐待・教育ネグレクト—日本の教育システムと親が抱える問題— 光文社

- 古谷経衝(2020). 毒親と絶縁する 集英社
- 堀口康太(2020). 児童虐待の現状と対応の枠組み 原田隆之(監) 子どもを虐待から守る科学—アセスメントとケアのエビデンス— 金剛出版 pp. 3-46.
- 厚生労働省(2012). 医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について 厚生労働省(平成24年3月9日) Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv120317-1.pdf> (2021年11月30日)
- 厚生労働省(2013). 子ども虐待対応の手引き 厚生労働省(平成25年8月 改正版) Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf (2021年11月30日)
- 宮本信也(2019). 教育状況とトラウマ—みんなが一生懸命なのに子どもの心が傷つくとき 日本小児精神神経学会第122回大会プレセミナー(福井, 2019年9月7日) 講演資料(未公刊)
- 宮本信也(2020). 教育とトラウマ(日本小児精神神経学会第120回記念大会会長講演) 小児の精神と神経, 59, 333-339.
- 日経 DUAL(2019). 「勉強しなさい！」エスカレートすれば教育虐待 日経 BP
- おおたとしまさ(2019). ルポ教育虐待—毒親と追いつめられる子どもたち— 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン
- 武田信子(2014). 今, 考えた「教育による虐待」(「第1回教育は子どもを幸せにしているか?」「第2回日本の教育観と行き詰まり」「第3回教育観を形作る価値観への問い」「第4回(最終回)教育を虐待にしてみたくないように」) 体と心 保健総合大百科 保健ニュース・心の健康ニュース縮刷活用版, 少年写真新聞社所収
- 武田信子(2019a). 教育虐待 (Educational Maltreatment) Note Retrieved from <https://note.com/nobukot/n/n6e61aa5b71ce> (2021年10月24日)
- 武田信子(2019b). エデュケーショナル・マルトリートメントとは 保健教室 2019年11月号 pp. 94-97
- 武田信子(2021). やりすぎ教育—商品化する子どもたち— ポプラ社
- 友田明美(2017). 子どもの脳を傷つける親たち NHK 出版
- 和田秀樹(2020). 受験で子どもを伸ばす親, つぶす親—知らないうちに「教育虐待」をしていますか?— 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン
- World Health Organization & International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect (2006). Preventing child maltreatment: a guide to taking action and generating evidence WHO Library Cataloguing-in-Publication Data. Retrieved from https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/43499/9241594365_eng.pdf?sequence=1&isAllowed=y (2021年10月21日)
- (小林美智子(監)(2011). エビデンスに基づく子ども虐待の発生予防と防止介入—その実践とさらなるエビデンスの創出に向けて— 明石書店)

注1 武田信子氏は2020年度にそれまで勤務していた武蔵大学人文学部を退職し、2021年度より一般社団法人ジェイス代表に就任されている。現在は大学での教育活動には非常勤講師として従事されている。

付記

本研究は日本学術振興会科学研究費基盤研究(B)(一般)課題番号20H01767の助成を受けて実施した。

宮本信也先生には、筆者が担当者を務めさせていただいた日本小児精神神経学会第122回大会プレセミナー(福井, 2019年9月7日)において、「教育状況とトラウマ—みんなが一生懸命なのに子どもの心が傷つくとき—」というテーマでご講演いただきました。このセミナーがエデュケーショナル・マルトリートメントという概念に筆者が初めて触れる機会となり、本研究につながっています。ここに厚くお礼申し上げます。

A Review of Research on Educational Maltreatment: An Examination Focusing on the Concept of the Educational Maltreatment

Masafumi OHNISHI, Kaoru ONISHI

Keywords : educational maltreatment, child maltreatment, concept, definition, review